

地区計画とは

地区計画とはみなさんにとっての良好な市街地環境をつくり、それを守って行くために、道路や公園などの地区施設と建築物の整備を一体的に計画して、地区の特性に応じたきめ細やかな市街地像を実現していく制度です。

小松駅西地区では土地区画整理事業による基盤整備にあわせ、魅力ある商業・業務施設の集積及び駅前中心地にふさわしい都市環境の整備・保全を図るために地区計画が定められています。

(尚、当地区計画は平成13年11月19日付で小松能美都市計画の地区計画に決定されています。)

地区計画の内容

名 称	小松駅西地区地区計画		
位 置	小松市土居原町及び西町の各一部		
面 積	約8.2ha		
区域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は小松駅西側に位置し、小松駅西土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。また、連続立体交差事業の導入に対応して、駅東地区と有機的連携を図りつつ、交通結節拠点の形成や東西市街地の一体化を図ることとしている。 本地区は、商業、業務を中心とした駅前中心市街地にふさわしい土地利用を図るとともに建築物等を計画的に誘導し、健全な都市環境の形成を図ることを目標とする。	
		地区計画の土地利用は、用途地域の指定及び当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を2つの地区に細区分し、それぞれの地区の特性を活かすとともに地区相互が補完しあい、さらに地区全体としてバランスのとれた合理的な土地利用を図る。	
	土地利用の方針	A 地 区	B 地 区
		小松市の顔となる西口駅前広場を中心に、地域文化の特性の創造及び交流を促進する地域の拠点施設などが立地する土地利用を図る。	根上小松線沿道では、歩行者空間の賑わいの創出に寄与する、商業・業務を中心とした土地利用を図る。その他の地区については、商業・住宅を中心に、駐車場、公園との調和を図る土地利用とする。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 ①健全な複合市街地形成のため、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を行う。 ②拠点施設立地地区周辺や根上小松線沿道では快適な歩行者空間を確保し、良好な都市景観の形成が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 ③バランスのとれたスカイライン及び街並みを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 ④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「かき又はさくの構造の制限」を定める。 ⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。 ⑥環境への負荷軽減と、まち全体としての調和のとれた緑豊かな都市空間の創出を図るため、歩行者空間、公園・緑地などの公共空間との連続性に配慮しつつ建築物、敷地などの緑化を行う。	